第三十九条の百十三の三第六項中「（法人税法」を「（同法」に改め、同条第十五項中「同条第一項中「合計額に」とあるのは」を「同条第一項中「合計額に」とあるのは、」に改め、「、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の八十九の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に」と」を削る。

第三十九条の百十四第一項第二号中「以下」を「未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同号」を「これらの号」に改める。

第三十九条の百十五第一項第四号中「（次に掲げる法人を除く。）」を削り、ロ）から受ける配当等の額」の下に「（その受ける配当等の額の全部又は一部が当該子会社の本店所在地国の法令において当該子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額を除く。）」を加え、同号イからニまでを削り、同条第三項第一号中「。以下この項」を「。以下この号及び次号」に、「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の二号を加える。

三　当該特定外国子会社等が当該各事業年度において当該連結法人に係る他の特定外国子会社等（法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等を含むものとし、第一項第四号に規定する子会社に該当するものに限る。以下この号及び次号において「他の特定外国子会社等」という。）から受ける配当等の額（その受ける配当等の額の全部又は一部が当該他の特定外国子会社等の本店所在地国の法令において当該他の特定外国子会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額に限る。以下この号及び次号において同じ。）が当該他の特定外国子会社等の基準事業年度の配当可能金額のうち当該特定外国子会社等の出資対応配当可能金額を超えない場合であつて、当該基準事業年度が個別課税対象金額又は課税対象金額の生ずる事業年度である場合　当該配当等の額

四　当該特定外国子会社等が当該各事業年度において当該連結法人に係る他の特定外国子会社等から受ける配当等の額が当該配当等の額に係る基準事業年度の出資対応配当可能金額を超える場合　当該他の特定外国子会社等の基準事業年度以前の各事業年度の出資対応配当可能金額をそれぞれ最も新しい事業年度のものから順次当該配当等の額に充てるものとして当該配当等の額を当該各事業年度の出資対応配当可能金額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分した場合において、個別課税対象金額又は課税対象金額の生ずる事業年度の出資対応配当可能金額から充てるものとされた配当等の額の合計額

第三十九条の百十七第二項各号列記以外の部分中「外国法人」を「法人」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該法人が内国法人である場合には、百分の五十）」を加え、同項第一号中「外国法人を」を「法人を」に、「当該外国法人」を「当該法人」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第三項中「外国法人」を「法人」に改め、同条第四項中「場合」の下に「で、かつ、当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る外国法人である被統括会社の株式等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の当該貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額に対する割合又は当該統括会社の当該事業年度における当該統括会社に係る外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統括会社の当該事業年度における当該統括会社に係る被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合のいずれかが百分の五十を超える場合」を加え、同項第一号中「二以上の被統括会社」を「複数の被統括会社（外国法人である二以上の被統括会社を含む場合に限る。）」に改め、同条第十項中「被統括会社」を「外国法人である被統括会社」に改め、同条第十二項中「外国法人」を「法人」に改める。

第三十九条の百十七の二第二項中「規定する剰余金の配当等の額」の下に「（法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二十一項を次のように改める。

21　法第六十八条の九十第九項に規定する政令で定める特定外国子会社等は、前条第四項に規定する統括会社に該当する特定外国子会社等とする。

第三十九条の百十七の二第二十二項を削る。

第三十九条の百二十第五項中「第六十八条の九十第八項」を「第六十八条の九十第十項」に、「第七項を」を「第七項から第九項までを」に改め、同条第六項中「第七項」を「第七項から第九項まで」に改める。

第三十九条の百二十の二第七項第二号中「以下」を「未満」に改める。

第三十九条の百二十の七第三項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第三十九条の百二十の九第四項中「第六十八条の九十三の二第九項」を「第六十八条の九十三の二第十項」に、「及び第七項を」を「、第七項及び第八項を」に改め、同条第五項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

第三十九条の百二十三の二第二項中「うめる」を「補塡する」に改める。

第三十九条の百二十四の四を次のように改める。

第三十九条の百二十四の四　法第六十八条の百三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第百五十五条の七第一項中「配当等の額（」とあるのは「配当等の額（租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配の額を含む。」と、「係る基準日」とあるのは「係る基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日。以下この条において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「法第八十一条の四第二項」と、「株式等（以下」とあるのは「株式等（特定株式投資信託の受益権を含む。以下」と、同令第百五十五条の十一第一号中「配当等の額（」とあるのは「配当等の額（租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。」と、同条第三号中「同条第七項」とあるのは「同条第七項（租税特別措置法第六十八条の百三第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第三十九条の百二十四の四の次に次の一条を加える。

（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）

第三十九条の百二十四の五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法第六十八条の百四第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額のうち法人税法第八十一条の四第二項（法第六十八条の百三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定めるものの配当等の額は、当該連結親法人又はその連結子法人のうち、法第六十八条の百四第一項に規定する保険業を行うもの（当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の支払を受ける日を含む事業年度が連結事業年度に該当するものに限る。）のみを法人税法施行令第百五十五条の七第一項第三号ロの事業年度が連結事業年度に該当するものとみなして同条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により計算した数に相当する株式等（同令第百五十五条の七第一項に規定する株式等をいう。次項において同じ。）の配当等の額（同条第一項に規定する配当等の額をいう。次項において同じ。）とする。